



社長のための  
**経営雑学**  
新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第136号

平成28年5月10日(火)

発行：久保総合会計事務所  
〒536-0006  
大阪市城東区野江4丁目11番6号  
TEL (06) 6930-6388  
FAX (06) 6930-6389

## 厚労省から緊急雇用・労働対策通知 熊本地震を国の「激甚災害」に指定

政府は4月25日の閣議で、熊本地震を「激甚災害」に指定した。被災自治体が行う工事に対する国の補助率をかさ上げし、復旧を後押しする。

激甚災害指定は近年では2011年の東日本大震災、14年の広島市の土砂災害、15年の関東・東北豪雨が指定された。矢継ぎ早に頻発する自然災害受難－余震の中、復興が本格的に始まる。

22日に厚生労働省から緊急雇用・労働対策が通知された。

- 1.被災地における雇用を維持・確保しようとする企業への支援(雇用調整助成金の要件緩和)
- 2.被災地の事業場等に対する労働保険料の申告・納付期限の延長
- 3.被災した就職活動中の学生等のニーズに応じた対応
- 4.被災者や復旧作業を行う人の安全・健康
- 5.賃金など労働条件面の不安や疑問への対応 の5つが柱。これらの一部は地震発生に伴いハローワーク等で被災者への対応などを始めている。

- 1.雇用の維持を図ることを目的として支給される雇用調整助成金。通常、事業活動縮小の確認を前年同期と直近3か月間との比較で行うが、直近1か月に短縮する特例を実施する(4月14日以降分について遡及適用可)。
- 2.被災地の事業場等に対する労働保険料の申告・納付期限の延長－熊本県内に所在地のある事業主等に対し、労働保険料等申告書の提出期限や納付期限を一定期間延長する(4月22日告示)。(3～5は「キーワード」参照)